

兵庫県立三田西陵高等学校食堂事業者募集要項

1 募集の目的

兵庫県立三田西陵高等学校生徒を対象とする福利厚生施設としての食堂運営、及び食品等の販売業務を行う事業者を募集します。

2 施設概要

(1) 所在地

兵庫県三田市ゆりのき台3丁目4 兵庫県立三田西陵高等学校 体育館1階

(2) 面積

ア 厨房(売店部分含) 136.04㎡

イ 自動販売機 ○台(面積により使用料徴収)

ウ 食堂(生徒集会室) 215 ㎡

(3) 利用対象者 (令和4年12月現在)

生徒数…585名 (教職員は約50名)

(4) 設備

別紙1 厨房設備等一覧表のとおり

3 事業実施条件

(1) 実施方法

事業者の教育財産使用許可申請に基づき、学校が使用許可し、食堂運営及び自動販売機を設置していただきます。

厨房部分の使用料は免除、食堂部分は生徒使用のため事業者への使用許可対象外としますが、自動販売機設置箇所の使用料は徴収します。

また、光熱水費等についても、「行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等取扱要領」に基づき、負担いただきます。

(2) 営業開始

令和5年4月1日

(3) 営業日

原則として次の休業日以外の日。学校行事等により、変更になる場合があります。

ただし、前記以外に休業しようとする場合は、事前に校長と協議の上決定することができます。

〔休業日〕

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 学校創立記念日
- ④ 春季休業日 3月24日から4月7日まで
- ⑤ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ⑥ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ⑦ その他校長が必要と認める日

(4) 営業時間

原則として午前11時30分から午後2時までとします。

ただし、営業時間の調整については、食堂業者からの提案を受け、別途協議します。

また、授業時間の変更等により、営業時間の変更を依頼する場合があります。

(5) 営業品目

調理による昼食を提供するものとし、食堂運営希望申請書と共に「予定販売品目一覧表（食堂メニュー）」（様式2）及び「予定販売品目一覧表（自動販売機）」（様式3）を提出ください。（参考として、令和4年度販売品目一覧表（別紙2）を添付しています。）

(6) その他

教育財産使用許可書（様式）及び教育財産の目的外使用許可に伴う物件の運営管理（営業方法）に関する細則（様式）を添付していますので、内容を確認ください。

4 応募について

(1) 応募条件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 民事再生法、会社更生法による手続を行っている団体でないこと。

ウ 税の滞納がないこと。

エ 食品衛生法による営業許可等、関係法令に基づく許可を受けていること。

また、過去3年間に於いて、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）に規定する暴力団、及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 兵庫県から指名停止措置を受けていないこと。

キ 労働関係法令を遵守し、労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払い、その他の適正な労働条件を確保していること。

(2) 応募方法・提出書類

次の書類を令和5年2月3日（金）16時までに、兵庫県立三田西陵高等学校（兵庫県三田市ゆりのき台3-4）へ持参又は郵送により、提出してください。

〔提出書類〕

① 兵庫県立三田西陵高等学校食堂運営希望申請書 …… （様式1）

② 予定販売品目一覧表（食堂メニュー） …… （様式2）
（定食等主なメニューの写真も添付してください。）

③ 予定販売品目一覧表（自動販売機） …… （様式3）

④ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可証（写）

⑤ 兵庫県立三田西陵高等学校 食堂運営・アピール内容 …… （様式4）

※ 試食会を、別途予定しています。

5 選定方法・その他

(1) 営業業者の決定は、校内の業者選定委員会で、予定販売品目、食堂運営・アピール内容、試食品等により、総合的に判断して決定します。

(2) 疑問の点があれば、担当者：西海（にしうみ）まで照会してください。（TEL 079-565-5287）